# 令和2年第6回(10月)大郷町議会臨時会会議録第1号令和2年10月9日(金)

#### 応招議員(14名)

君 2番 牧 君 1番 吉田 耕 大 佐 藤 3番 赤 間 茂 幸 君 4番 大 友 三 男 君 5番 佐 藤 千加雄 君 6番 中 みつ子 君 田 7番 熱 海 文 義 君 8番 石 川壽 和 君 9番 賀 直 義君 10番 橋 君 和 高 重 信 石垣 博君 12番 千 葉勇 君 11番 正 治 13番 若生 寛 君 14番 石川良彦 君

## 出席議員(14名)

応招議員と同じ

### 欠席議員(0名)

なし

地方自治法第 121 条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長 学 君 君  $\blacksquare$ 中 副町長 武 藤 浩 道 吾 教育長 鳥 義 弘 君 参事(特命担当) 千 葉 伸 君 海 総務課長 浅 辰 夫 君 財政課長 有 君 野 熊 谷 司 まちづくり政策課長 伊 義 継 君 復興定住推進課長 亨 君 藤 武 藤 介 町民課長 小 野 一君 千 葉 君 税務課長 純 昭 保健福祉課長 鎌 田 光 一 君 農政商工課長 高 橋 優 君 会計管理者 片 地域整備課長 浦 光 君 倉 剛 君 学校教育課長 菅 野 直人君 社会教育課長 千 葉 恭 啓 君

大郷町議会新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取り組みに基づき、庁舎内待機とした者は、なし。

#### 事務局出席職員氏名

事務局長 遠藤龍太郎 次長 齋藤由美子 主事 髙橋 将吾

#### 議事日程第1号

令和2年10月9日(金曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について

日程第4 議案第68号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第70号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第6号)

日程第7 議案第71号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予

算 (第2号)

# 本日の会議に付した案件 議事日程と同じ

#### 午前 10時00分 開会

議長(石川良彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、 これより令和2年第6回大郷町議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。 ここで町長より御挨拶をいただきます。

町長(田中 学君) 皆さん、おはようございます。

臨時議会の御挨拶を申し上げる前に、冒頭より御報告を申し上げたい 事項がございますので報告をさせていただきたいと思います。

昨日、大郷町を含む県内 12 市町村の小・中学校、高校を爆破し、併せて役場庁舎内に、有害ガスを巻き散らすという脅迫文が石巻市内で発見されたことから、町内小・中学校では、爆破予告時刻の前後1時間にわたり、一時、全児童、生徒を体育館に避難させることにいたしました。役場庁舎の来庁者を制限するという措置を講じましたが、幸い、事なきを得たところでございますことを、御報告をいたします。

本日、ここに令和2年第6回大郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、9月の第3回定例会に引き続いて御出席を賜り誠にありがとうございます。9月定例会においては、令和元年度の決算認定を含む全ての議案を御可決いただきまして、改めて感謝と御礼を申し上げます。決算審査特別委員会から頂戴した、各種御意

見につきましては、今年度の下半期から活かせるものから本町の事務事 業に反映させていただきたいと思います。昨年の台風 19 号災害が発生 してから、早いものでまもなく、1年の歳月が経過いたします。被災さ れた皆様におかれましては、愛する地域や御自身の生活再建に向けて正 に、一心不乱で駆け抜けて来られた1年だったと推察いたします。母な る川、吉田川が決壊し、未曾有の大災害となった 10 月 13 日を大郷町民 防災の日に制定し、防災意識の高揚を図ってまいりますが、来たる 18 日、日曜日には、国土交通省や黒川消防署、地元消防団などの協力を得 ながら、大郷町総合防災訓練を実施する運びとなりました。ここで、改 めて御紹介をさせていただきますが、大郷町消防団につきましては昨年 の台風 19 号の際、災害現場での迅速な救命、防災活動が認められ、9 月4日首相官邸において、内閣総理大臣から鈴木団長が表彰を受賞され ました。まさにこの栄に浴しており犠牲者ゼロの町を全国に知らしめた その原動力とも言える、消防団団員の皆様の活躍ぶりに対し改めて感謝 と御礼を申し上げさせていただきます。また、10月1日には、本町の復 旧復興を加速するための中心となる新しい組織、復興定住推進課の業務 が、スタートしており、今後も大郷町復興再生ビジョンに基づいた、各 種施策を計画的に推進してまいります。今臨時会にも復興関連予算を計 上してございますので、議員の皆様におかれましては一層の御理解と御 協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日は、住民の直接請求による大郷町議会議員定数条例の一部 改正につきまして、意見を付して、議会に御提案させていただくもので 御審議を賜りますようお願い申し上げます。次に、工事請負契約の締結 として、2件の議案を提出させていただいております。まず、1件目は、 本町の地域振興の拠点でもあります、道の駅、物産館、開発センターの 屋根外壁の塗装などの工事を発注するものでございます。もう1件は、 文化会館の設備改修工事で、老朽化した空調設備やホール照明設備を更 新するものでございます。一般会計補正予算第6号及び宅地分譲事業特 別会計補正予算第2号については、中村原地区に整備する災害公営住宅 並びに分譲住宅の基本計画及び敷地測量設計業務などを予算計上して ございます。以上、今臨時会に条例改正工事請負契約そして、補正予算 の計5件について、御提案申し上げてございますので、よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げて御挨拶といたします。よろしくお願い申 し上げます。

議長(石川良彦君) 以上で町長の挨拶を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署 名議員は会議規則第110条の規定により7番熱海文義議員及び8番石川 壽和議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

議長(石川良彦君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定 いたしました。

日程第3 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部改正について 議長(石川良彦君) 日程第3 議案第67号 大郷町議会議員定数条例の一部 改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。また、地方自治法第74条第3項に規定する長の意見についても併せて御説明願います。町長。

町長(田中 学君) 議案第67号、大郷町議会議員定数条例の一部改正につい て。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定により、令和2年9月23日、大郷町議会議員定数条例(平成14年大郷町条例第40号)の一部改正の請求を受理したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり意見を付して議会に付議するものであります。

令和2年10月9日提出

大郷町長 田中 学

別紙、大郷町議会議員定数条例の一部を改正する条例

大郷町議会議員定数条例(平成14年大郷町条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条中「14人」を「10人」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

意見書。

地方自治法第74条第1項の規定に基づき、大郷町議会議員の議員定数 を10人に改正するよう求める直接請求があったので、法に基づきこれを 受理し、同条第3項の規定により、意見を付して付議するものでありま す。

この度の請求につきましては、地方自治法上必要とされる有権者数の50分の1である137人を大きく上回る661人の連署をもって請求されたものであり、この請求の持つ意義の重さを真摯に受け止めてございます。本町の議会議員の定数につきましては、社会情勢に鑑み、議会改革の一環として、平成18年第1回定例会において、4人減の14人とする条例が制定され、現在に至っております。また、平成31年2月には、議員定数を現行の14人から12人に削減する直接請求がなされ、同年の第1回定例会に意見を付して上程いたしましたが、賛成少数で、否決となった事実があります。その後に執行された町議会議員の一般選挙では、定員割れも危惧される中、無投票当選となり、議員のなり手不足問題が浮き彫りとなった選挙でございました。このような状況では、請求者代表の「請求の趣旨」にもあるとおり、町議会の活性化や議員の資質向上にも影響を及ぼしかねない。議員定数につきましては、町議会の在り方そのものに、係る根幹的な事項であり、議員定数を考える時には、住民抜きでの議論はすべきではないと考えております。

昨今の地方自治体を取り巻く環境は大変厳しく、人口減少、超高齢化という大きな課題に直面していることは周知の事実であり、他の自治体での議員定数削減、また、本町が直面する諸課題を解決するための行財政改革から見ても、法に基づく住民の意思を十分尊重すべきものと判断するものでございます。

住民が首長と議会議員を直接選挙するという二元代表制の元、緊張関係を保ちながら、持続可能なより良いまちづくりを進めていくことが肝要であり、その一翼を担う町議会議員が活躍できる環境を整えることが必要不可欠であると認識していることから、今後、議員の待遇改善に向けた取組みも進めてまいりたいと考えております。この度の直接請求につきましては、議会制民主主義の本旨を理解され、慎重に御審議をいただき、町議会の責任の下で、適切に御判断されることを切望するものであります。以上申し上げ、私の意見といたします。

議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) えっと、先日ですね、あの請求者の閲覧をした一人でございますが、その中にあって、田中学町長名がサインされておりました。確かに線で提出されておりましたが、それらを見ますとその冒頭にそれが書かれているということで、その趣旨からして、町長そのものがもちろん意見としても付しているようですが、町長自らが今回の定数削減に動いたと理解しておるわけですが、そのように理解していいんですか。

議長(石川良彦君) はい、町長。

町長(田中 学君) はい、そのように理解していただきたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 冒頭にサインをしたという意思はどういう意味でしたか。 最初に。

議長(石川良彦君) はい、町長。

町長(田中 学君) これは、あの、私にサインを求めて来た方の意見を聞いたところ、それでは、私も同意であるということからサインしたものであります。

議長(石川良彦君) はい、千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) なぜ、それを訂正したのですか。

議長(石川良彦君)はい、町長。

町長(田中 学君) 訂正したことは、私は、分かりません。(「え」との声あり)

12番(千葉勇治君) え。ちょっともう1回。3回やったのがわ。分かりません。あは。あ。

議長(石川良彦君) 3回。3回。

はい、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第67号は地方自治法第109条及び委員会条例第4条に基づく、議長を除く議員全員をもって構成する「議会議員の定数に関する特別委員会」を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号を、議長を除く議員全員をもって構成する「議

会議員の定数に関する特別委員会」を設置し、これに付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いします。

また、ただいま議題となっております、議案第67号の審査を行うにあたっては、地方自治法第74条第4項の規定により、条例制定の請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないこととされております。

条例制定の請求代表者に意見を述べる機会は、ただいま設置されました「議会議員の定数に関する特別委員会」において与え、その方法については、同特別委員会において決定することとしたいと思います。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選しまた、意見 陳述の方法を決定願います。

それでは、議員各位には、議員控室にお集まり願いたいと思います。

[ 暫時休憩]

議長(石川良彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に「議会議員の定数に関する特別委員会」が開催されまして、委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に、佐藤千加雄議員、副委員長に、赤間茂幸議員、以上のとおり選任されました。

また、条例改正の請求代表者の意見陳述の方法につきましては、令和 2年10月14日、午前10時から議会議事堂で開催されます「議会議員の定 数に関する特別委員会」において、請求代表者の から意見 陳述をしていただくことに決定しましたので、御報告いたします。

なお、来る令和2年第4回定例会において、委員長の報告を求めます。

日程第4 議案第68号 工事請負契約の締結について 議長(石川良彦君) 次に、日程第4 議案第68号 工事請負契約の締結につ いてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 皆さんおはようございます。議案第68号の提案理由 について御説明を申し上げます。議案書5ページをお開き願います。

議案第68号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和 22

年法律第67号) 第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年大郷町条例第8号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度物産館・開発センター屋根外壁塗装 等修繕工事
- 2 契約の方法 条件付一般競争入札
- 3 契 約 金 額 一金 35,717,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,247,000円)

4 契約の相手方 仙台市宮城野区中野三丁目 5 番地の22 株式会社堀越

令和2年10月9日提出

大郷町長 田 中 学

議案第 68 号につきましては、令和 2 年度物産館・開発センター屋根外壁塗装等修繕工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が5,000 万円以上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議会の議決を求めるものでございます。

はじめに、工事概要を説明いたします。

工事内容としましては、物産館の外壁改修が、A=945 ㎡、屋根改修が A=1,151 ㎡でございます。開発センターの外壁改修が、A=1,440 ㎡、屋根改修が A=1,841 ㎡となってございます。

本件につきましては、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、担当課より提出されました、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書に基づき、8月 26 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件を設定いたしました。この会議におきまして設定した主な入札参加条件は、建築一式の承認格付け B ランク以上で、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が 700 点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。一般建設業の許可を有していること。主任技術者を専任で配置できること。国又は地方公共団体等から受注し、引渡しが完了した塗装工事、又は建築工事の施工実績を有することとしたところでございます。

その後、令和2年9月4日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計 図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、9月 15 日、入札参加資 格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札し た、「株式会社堀越」を含め、7者から申請があり、要件判定の結果、 全て適格者であると判定し、この旨通知の上、9月 24 日に入札を執行 いたしました。入札の結果ですが、最低入札価格は、㈱堀越の 3,247 万 円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定した 4,743 万 9,000 円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定 により、落札決定を留保するとともに、9月30日に同社からヒアリン グを実施の上、10月1日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に 適合した履行が確保できるか審議したところでございます。審議の結果 ですが、同社は、営業年数 44 年を数える会社であり、経営状況及び信 用状況にも特段の所見はなく、品質の確保に万全を期するという中での 受注意欲もあり、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注してい るなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内におい て積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、同社におけ る通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、 企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した 履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をも って入札した、㈱堀越を落札者として決定し、10月6日付けで工事請負 仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令 和3年3月19日までとしてございます。以上で議案第68号の提案理由 についての説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますよう、お願 い申し上げます。

- 議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより 質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) はい。今回のですね、入札価格を見ておりますと、予定価格が 5,271 万円に対して、61.6%の 3,247 万円と極めてその、2,024万円も下回っていると。まあ 38.4%ですか。これぐらい下がっているわけですが。その中で、経営状況及び信用状況について、特段の所見はなかったという話でしたが、どのような調査をされたのか、1件。それからこの予定価格に対して、特にどの点が 2,000 万円も下回っているわけですが、どの点がそんなに大きく開いたのかその内容について具体的にお聞きしたいと思います。それからですね。この低入札調査価格委員会ですか。この提出された積算書の中で予定どおりに品質確保がなされるのか。どのような形でチェックされたのか。11 時 30 分からの開会で、30 分も経たないで、この仕事、なかなかチェック難しいと思うのですが。その辺の。私一番心配するのは、安かろう、悪かろうでは困るのでです

ね、その辺のチェックどのように調査委員会としてなされているのか、 その辺を詳しく答弁を求めたいと思います。

議長(石川良彦君) 答弁願います。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 信用関係でございますが、町のほうで保証協会のほうに確認いたしまして、それに関しては特段問題がないということでの確認を取らさせていただいてございますし、ヒアリングを実施してございますので、その中で、その事業についてのこの会社につきましてヒアリングをしまして、それについても特段問題がなかったということでございます。それで、あと2点目の大分下がった部分の経費でございますが、大きい部分がですね、町の積算と。予定価格を比較しまして、入札がされた部分、いわゆる今回外壁塗装等屋根改修工事でございますので、それぞれの部分で、大分下がっているというようなことでございまして、全体、その率がですね、いわゆる入札価格に全部反映してきますので、外壁塗装等屋根の改修、塗装工事の部分で全体的に下がっているというようなことで。詳細の部分というのはあくまで今回は塗装工事が主なものでございますので、その分で、全体が下がって、今回六十何パーセントの入札率、入札額となったものと推察されます。あと、3点目の委員会中での審議事項でございますが。

議長(石川良彦君) ちょっとお待ちください。それでは、続けてください。 財政課長(熊谷有司君) 審議事項でございますが、今までもそのヒアリングをしたときにですね、それで私と担当である地域整備、あと農政商工の担当課長が、参加してヒアリングを実施してございます。その席上におきまして、その業者のほうからの説明を受けて、あと、町側からのいろいろ質問をさせていただきますが、それぞれのいわゆる仕様書に基づいてですね、いわゆる見積もりをしたということになっておりますし、そのことをですね、審査委員会の中でですね、委員の皆さんにお伝えをし、それを御了解いただいたということで、その審査につきましては、履行内容に適用が履行されることが認められるというような判断に至ったものでございます。

議長(石川良彦君) はい、千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) まあ、価格的には全体的にね、全体的にそのいわゆる 4 割近くが下がっているというような答弁と、私理解したわけですが。 それを考えると逆に見積価格が、予定価格がいかがなものだったのかなということで、入札されたほとんどの企業がですね、低入札価格を下回っているということを考えた場合に、ま、これも何等かの補助事業をもら

うのか分かりませんけれどもね。前に補助事業をもらう関係で、国の入 札の単価を参考にしないと補助事業の対象にならないみたいな回答を もらったのですが。今回もやはりそういう状況になるのか。この価格を い見る限りはですね、かなり入札価格、んでね。予定価格のほうに問題 があったのではないかと推察せざるを得ないと思うのですが、そこの中 で、特に私思うのは品質が本当に確保されるのか。これね、ヒアリング で間違いなくやれるということを約束されたということですが。その後、 町独自に調査する能力はあるんですが、町で。どのようにそれがやられ ているのか。その辺、その工事でですね、その辺のチェック出来るよう な状況になっているのですか。そして、これは塗装した場合何年ぐらい 補償あるのか。その辺はあるんですか。その辺はどうチェックされてい るのですか。色、直ぐに剥げてきたら駄目だからね。

議長(石川良彦君) 財政課長。

財政課長(熊谷有司君) はい、お答えいたします。町の方で、監督員を置きますので、設置しますので、その監督者がですね、監督員がそれぞれの工事において監督をした中で、工事が施工していくものと思います。あと塗装につきましては、通常であれば、10年間は、補償期間があるということで認識をしてございます。以上です。

12番(千葉勇治君) 予定価格に問題がなかったのか。

議長(石川良彦君) はい。

財政課長(熊谷有司君) 一番目の問題でございましたけれども、それにつきましては、町の公共事業を発注する際には、必ず公共単価で、発注してございます。以前にも同様の質問がされまして、回答は、答弁はさせていただいておりますけれども、全ての事業におきまして、町の公共単価、町だけではなくて、県で定めています公共単価に基づきまして、積算した内容で、町では予定価格を設定してございますので、町単独事業だから、国庫補助対象事業だからということで切り分けにしてやっているものではございません。必ずどの工事であっても同じような積算の仕方で町では予定価格を設定しているものでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 前にね、なぜ今補助事業だから云々と言ったかというと。 答弁がね。補助事業なので、県の基準単価を参考にしないといけないと いう、そのような答弁があったものですから、補助事業でなければ、町 単独である程度の、町長が例えば予定価格の9割にするとか、8割にするとか、町長判断で、その辺の企業努力を求めることも可能なのかなと

いう思いがあったものですから聞いたわけで。今の答弁を聞いてますと、 そうすると全て公共事業においては県が定めた単価でやらなければな らないということで理解していいのですね。そのこととですね。それか らいわゆる町が監督員を定めてチェックするということでございます が、町として、ましてや地域整備課の今の能力でですね、いっぱい災害 がある中で、本当にそれが、事業、事業で、あらゆる事業が皆、地域整 備課なり、あるいはこの仕事の能力持っている方、資格を持っている方 がチェックするということになってくると思うのですが、人間的に人数 的に足りないのが今の実態ではないかと思うのですが、可能なのですか 間違いなく。その報告は逆に議会としてもね。どの事業いつどうなされ ているのか確認する状況も必要だと思うのですが、それを要求した場合 に出せるんですか。いつそれ何月何日にどこんどこどう確認したという の。そこら辺まで私はチェックする必要があると思うのですよ。皆専属 任せてね。最終的にはこっちが安かろう、悪かろうという結果になるこ とが一番恐ろしいんですよ。その辺どのように解消していくのか。その 姿勢を私求めたいと思います。

議長(石川良彦君) はい、財政課長。

- 財政課長(熊谷有司君) まず、工事管理でございますが、町の監督員は設置、 監督員、主任監督員、あと総括監督員3人を設置する予定でございます。 あと、そのほかに工事管理としまして、あの、業務のほうは委託し、そ れにつきましても、工事の施工管理につきましてしっかりと見ていただ くということになるものでございます。
- 議長(石川良彦君) 人的に大丈夫なのか。次に答弁願います。地域整備課長。 地域整備課長(三浦 光君) はい、お答えいたします。町全体の工事も含め、 なかなか厳しい部分もございますが、限られた人数の中で、管理につい てはしっかりしているものと認識しております。
- 12番(千葉勇治君) どのように管理しているのか議会でこのことがどうなっていると求めた場合は対応するのかということ。そのことについても質問しておりますが。チェック。品質確保が。
- 議長(石川良彦君) 地域整備課長。
- 地域整備課長(三浦 光君) はい、品質につきましては、こちらで要求した 内容が、しっかり対応していただけるように、書類、更には現場等でし っかり対応をしてございます。
- 12番(千葉勇治君) 求めたときには対応していただけるんでしょということ の回答がほしいのですが。議長。

- 議長(石川良彦君) その都度というか、ちゃんとこの事業についてやっているのかということを確認したいときには報告できますかということ。
- 地域整備課長(三浦 光君) はい、お答えいたします。その件につきまして は、しっかり対応いたします。
- 議長(石川良彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって、質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第68号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時55分休憩午前11時5分開議

議長(石川良彦君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結について

議長(石川良彦君) 次に、日程第5 議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) 議案第69号の提案理由について御説明を申し上げます。議案書6ページをお開き願います。

議案第69号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年大郷町条例第 8 号) 第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約の目的 令和元年度(繰)大郷町文化会館設備改修工事

2 契約の方法 条件付一般競争入札

3 契約金額 一金 111,650,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,150,000円)

4 契約の相手方 仙台市泉区八乙女中央5丁目10番8号 エルゴテック株式会社北日本支店

令和2年10月9日提出

大郷町長 田 中 学

議案第 69 号につきましては、令和元年度(繰)大郷町文化会館設備 改修工事の工事請負契約の締結にあたり、工事予定価格が 5,000 万円以 上となりますことから、地方自治法並びに条例の定めるところにより議 会の議決を求めるものでございます。

はじめに、工事概要を説明いたします。

工事内容としましては、観覧ホール照明器具の改修で、照明器具の改修、N=70台、調光装置改修、一式、動力設備改修、一式、観覧ホール空調設備改修・空気調和機改修、N=2台、換気設備改修、N=7台となっております。

本件については、設計金額が 5,000 万円以上の工事でありましたので、 担当課より提出された、条件付一般競争入札執行に係る設定条件内申書 に基づき、8月 26 日に、入札参加条件設定委員会を開催し、資格条件 を設定いたしました。

この会議において設定した主な入札参加条件は、管工事の承認格付け Aランクで、建設業法に規定する経営事項審査結果の総合評定値が 850 点以上であること。入札公告日において宮城県内に本店又は本店から委任を受けた支店等を有すること。特定建設業の許可を有していること。監理技術者を専任で配置できること。国又は地方公共団体等から受注し、引き渡しが完了した管工事の施工実績を有することとしたところでございます。その後、令和2年9月4日に、条件付一般競争入札公告を行い、設計図書等の閲覧、参加申請書の受付期間を経て、9月 15 日に、入札参加資格判定委員会を開催しました。入札参加申請にあたっては、今回落札した、「エルゴテック(㈱北日本支店」を含め、3者から申請があり、要件判定の結果、全て適格者であると判定し、この旨通知の上、9月24日に入札を執行いたしました。

入札の結果ですが、最低入札価格は、エルゴテック㈱北日本支店の1億150万円でしたが、この額は、低入札調査基準価格として設定した 1億1,295万円を下回っていたため、大郷町低入札価格取扱要綱第3条の規定により、落札の決定を留保するとともに、9月30日に同社からヒアリングを実施の上、10月1日に低入札価格調査委員会を開催し、契約内容に適合した履行が確保できるか審議したところでございます。

審議の結果ですが、同社は、営業年数 71 年を数える会社であり、経営状況及び信用状況にも特段の所見はなく、また、他の地方公共団体からも同種工事を受注しているなど、これまでの工事の実績により、十分に施工可能な範囲内において積算し、応札したものと認められること。本工事に関し、同社における通常の利益率の確保が見込まれることなどの理由により、入札価格は、企業努力の範囲内と判断でき、工事施工にあたり、契約内容に適合した履行がなされると認められました。このことにより、最低入札価格をもって入札した、エルゴテック(㈱北日本支店を落札者として決定し、10 月 6 日付けで工事請負仮契約を締結したところでございます。なお、工期につきましては、令和 3 年 3 月 19 日までとしております。

以上で議案第69号の提案理由についての説明を終わります。 御審議の上、御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 今回もこれ、低入札調査価格ということで、調査委員会を開催しているわけですが、その前の、調査委員会に掛ける前にヒアリングをしているわけですよね。このヒアリングをする場合にどういうメンバーでヒアリングをしているのか。いわゆる調査委員会に掛ける以前にこのヒアリングの状況が、何か先ほどの答弁を聞いていますと。大体ヒアリングでほとんどが網羅されているということで、調査委員会はどちらかというと形式的な形が強いのではないかと思うのですが、それだけにヒアリングをする場合の一番の肝心な要のところがこのヒアリングでの実態を聞くと。このいわゆるやれるのかどうか、なぜそれぐらい安いのかどうかと。その辺についてどういう形で、ヒアリングをしているのかお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) はい、財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。まず、参加者でございますが、 地域整備課並びに施設担当でございます社会教育課、あと、契約担当で ございます財政課の課長含め担当者が出席をしてございます。内容につきましては、今回のそれぞれの入札につきまして、詳細にですね、その事業者からの説明書を提出いただきまして、その内容に基づきまして、その内容を御説明いただき、その後に町側からのいろいろな質問事項を事業者のほうに質問をさせていただいて、その答弁を回答をその事業者さんにその場でもらうというような形で、今までももうずっとこのような形式でやっているものでございまして、その内容で、全てですね、今回の入札の内容、全て全部網羅した形で、確認させていただいたものでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) この中で、先ほども確認が抜けてしまったのですが、通常の利益を確保するというような表現をしているわけですが、その通常の利益というのはどのぐらいのことを求めるのか。いわゆる事業の価格に対しての何割とか、その辺の通常の利益についての先ほど通常の利益が見込まれるという表現でね。今回も多分そうだと思うのですがね。その通常の利益が見込まれる、このいわゆる通常について、何を判断で、何が通常なのか。それ具体的に教えてほしいのですが。

議長(石川良彦君) はい、課長。

財政課長(熊谷有司君) それにつきましては、ヒアリングの際にですね、その事業者から、今回のいわゆる事業、工事におきまして、それぐらいのいわゆる儲けがあるのかということの内容を確認してございます。その中で、通常ということはそれを、会社は赤字を持っても仕事はしないわけでございますので、実際利益が必ず会社として出ますねということで、この部分が利益だということで、その会社からのお話しをいただいているものですので、その内容を持って、いわゆるその会社とすれば通常の利益率が、利益が確保できるということでの判断からそういう内容で、率という何パーセントということではないのですが、その会社が実際利益が出るということでの判断の基で、ヒアリングをさせてもらってますので、それによって町としては大丈夫だということで判断をさせていただいたところでございます。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) 何、利益があれば、それでいいというのですか。通常ということをあえて付けているということは一般的に普通ね。普通ね、例えば、5,000万円の仕事をすれば1割が通常利益だとか。5%が通常利益だとか。通常利益というのはある程度の利益幅ということがあると思

うのですよ。財政課が答えている通常利益というのは大体、世の中で定めているね、世間で定めているある一定の幅を持って通常利益というと私理解したのですが。今の答弁を聞いていますと、利益があれば通常利益と判断するというようなことでございますが。おかしいんではないのですか。通常利益というのはある一定の幅があるのではないのですか。事業量について、どう理解しますか。

議長(石川良彦君) 財政課長。

- 財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。会社において、ま、通常の利益 ということで、私の表現で、先ほどの説明の中で通常の利益ということ でございますが会社の中で、この工事につきましては、利益が出るとい うことでございますので、それで町側としては判断をさせていただいた ということでございます。
- 議長(石川良彦君) ほかにござませんか。7番熱海文義議員。
- 7番 (熱海文義君) 今回の工事でですね、照明器具とそれから空調機器なんですけれども、これ、改修となっているのですが、今ある壊れているような機械を取り外して、新しい機械に取り付けるものだと思うのですが、それでいいですか。考え方は。
- 議長(石川良彦君) 財政課長。
- 財政課長(熊谷有司君) はい、お答えいたします。照明器具につきましては、 現在の物を全部LEDに更新するもので、改修するものでございまして、 あと、空調機につきましては、それは故障して今は動かないものでござ いますので、その部分をまるっきり更新するというような形でございま す。
- 議長(石川良彦君) 熱海文義議員。
- 7番 (熱海文義君) その今の契約金額が予定価格よりかなり安いということで、空調機器を例えば取り外す時に、業者ではなくて、職員がやるというようなことはないですよね。そこまで入っての契約金額だと思うのですが、いかがですか。
- 議長(石川良彦君) はい、課長。
- 財政課長(熊谷有司君) あくまでも仕様に基づいてでございますので、職員 が取り外すということはございません。
- 議長(石川良彦君) ほかにござませんか。1番吉田耕大議員。
- 1番(吉田耕大君) 先ほどもあったように、この観覧ホールの照明器具、観覧ホールの空調の改修工事なんですけれども、この金額でやっていただいてありがたいのですけれども、その壊れた時、例えば、1年で壊れた

らまた、その補償期間というのはどれぐらいあるのかお伺いいたします。 議長(石川良彦君) 財政課長。

- 財政課長(熊谷有司君) 機械のですね、耐用年数というのはそれぞれございますし、照明器具なり、それぞれ、空調機器もそれぞれあると思いますので、その耐用年数が多分限度だと思いますが、その補償期間であれば普通機械であれば通常何年間ということになってくるかと思いますが、それぞれにおいて工事全体ではなくて、それぞれの機能において、補償期間等については、なるかと思いますので、その際に準じ更新していく形になるかと思います。
- 議長(石川良彦君) ほかにござませんか。はい、吉田耕大議員。
- 1番(吉田耕大君) 今のだと、補償期間、耐久期間があるというよいうなお話しだったのですけれども、何年が補償期間で、その期間内に壊れたら、向こうが多分補償していただけると思うのですけれども、その補償期間というのはどこまであるのか。耐用年数と。
- 議長(石川良彦君) 物によって違うということですけれども。改めて、財政 課長。
- 財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。あの、詳細は、今ちょっと、何 年かということは今ここでは答弁を差し控えさせていただきますが、そ れも今後しっかりと対応していきたいということでございます。
- 議長(石川良彦君) はい。大友三男議員。
- 4番(大友三男君) あの、今回これ施工業者というのがあるわけではないですが。各機器はこの施工業者さんがま、仕入れて、それで工事するわけですから、施工業者さんとしての補償というのは何年ぐらいあるのですか。それあるでしょ、大体、施工業者であれば。
- 議長(石川良彦君) 財政課長。
- 財政課長(熊谷有司君) あの、何年ということは今の段階では正確な何年間 ということはお答えできかねます。
- 議長(石川良彦君) 大友三男議員。
- 4番(大友三男君) あの、これ、実際問題として、施工業者さんと契約する わけですから、これ、機器メーカーさんと契約するわけではないではな いですか。そうした場合に契約する段階で、この施工業者さんと町との 間で、契約の段階で、何年の補償というものを契約書のその中に入れる のが通常ではないのですか。どうなのですか。
- 議長(石川良彦君) 財政課長。
- 財政課長(熊谷有司君) 通常の工事の場合、瑕疵という期間がございまして、

それにつきまして、1年ということになってございます。

議長(石川良彦君) ほかにござませんか。11番石垣正博議員。

11番(石垣正博君) この文化会館のことについて、今1番の吉田議員からもお話しがありました。耐用年数。こういう年数があるということは、その年数が近づくとまたそういう改修したりというものが発生してくると。これまで、ここ数年ですよ、文化会館は、毎年のように壁を直したり、または、外壁ね。いろいろなものを直したり、それをやってきているんですよね。これは、本当に今後この人口減少だったり、あとはその財政力が決して強くない本町にとって、そういうことが耐えられるのかということが非常に大きな問題になってくるとそのように思うのですよね。そういうことで、この公共施設の個別の出してある、その文化会館について、その長寿命化ということを謳っていますけれども、果たしてそれが、何と言いますかね。数年延びて、更にまた改築ね、11億も掛かるということが書かれておりますけれども、それに耐えられるのかということなのでね。しっかりと今の時期にどうするかということを決めておく必要があるんではないかと思うのですよね。だまし、使っていくのか。私はその辺をちょっとお聞きしたいのですが。

議長(石川良彦君) 大丈夫ですか。はい、財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えさせていただきます。今石垣議員さんのほう から御質問がありましたが、その中で、公共施設の整備計画、個別計画 を平成30年の6月に策定してございまして、それで順次やってござい ます。それで、文化会館については、外壁と屋根のほうを改修工事も終 了してございまして、それで長寿命化、ある程度、新たにですね、大分 傷んでおったわけでございますけれども。外壁等はクラック等が入りま して、そこからの水が入って、凍結してますますひび割れがひどくなっ た状態でございまして、その部分、外回りにつきましては、大分良くな ったわけでございまして、これからその整備計画の中でですね、個別計 画の中で謳ってございます、今回については空調機と電気ですね、電気 設備を改修するわけでございまして、それぞれですね、修繕箇所が今後 も必要箇所が出て来てございます。それである程度大規模な修繕をしつ つですね、その建物本体につきましては、先ほど話をしましたとおり、 外壁塗装なり屋根の改修をして来てございますので、それで大分もつ部 分は何年か、10年ぐらいは延びる予定でございます。今後その施設担当 であります社会教育課のほうで管理しているわけでございますが、その 必要な、修繕が必要な部分につきましては、この整備計画の中に謳って

ございますので、それを順次着手してやっていければというふうに考えてございます。新たに建てるということでございますが、そうなりますと大分経費的にも大分嵩んでいくわけでございますので、今後につきましては、今の建物を長寿命化しつつ、全ての公共施設になってくるわけですが、長寿命化計画に基づいてそれぞれの施設を整備をしながらある程度もたせるものはもたせながら、対応していきたいというふうに町側では全体的に考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思ってございます。

- 議長(石川良彦君) 石垣議員。本体の長寿命化計画については、直接この議 案に関わらないことでありますので、その辺については別の機会に問い ただしていただきたいと思いますし、この議案に関する質問にさせてい ただきます。
- 11番(石垣正博君) 私が話するのは、要するにこういうことがまた出て来るということなんです。
- 議長(石川良彦君) 今回故障箇所について。議案についての質問にしてくだ さい。
- 11番(石垣正博君) 故障箇所だから、故障箇所が今後出て来ると。古いから。 だからその辺は、しっかりと考えておかなければならない。例えばじゃ。 町長にちょっとお聞きしたいのですが。広域でのことを考えていくとか ですよ。ね。自治体単独でこれを持っているのか。文化会館をそのまま 持続していけるのか。
- 議長(石川良彦君) その件については、議案に直接関わらないことですので、 別の質問にしてください。
- 11番(石垣正博君) また、そういうことも考えておくということも必要だと 思いますが、いかがですか。
- 議長(石川良彦君) 別の質問にしてください。はい。別の質問です。(「別の質問ですか」との声あり)ないですね。(「はい」との声あり)はい、大 友議員。
- 4番(大友三男君) 確認しておきたいのですが。これ、この補償というものが本来契約書の中に入っているべきなのですが。これ、今回契約にあたって、その補償期間というのは明記されているのかどうか。明記されていなければ明記すべきだと思うのですが、それちょっと確認したいのですが。
- 議長(石川良彦君) 財政課長。
- 財政課長(熊谷有司君) 先ほど答弁した内容ですが、瑕疵ということの表現

がされておりますので、契約書内にですね。そのことだけでございます。 議長(石川良彦君) ほかにござませんか。10番高橋重信議員。

10番(高橋重信君) えっと。補償期間とかね、いろいろ質問出ているわけなのですが、本来入札する時ですね、私の見解では、この照明器具を使ってくれとかいろんな仕様書の中に則って、それで、見積もりを出してくれと、それで業者はそれに基づいて入札してくるのかなと思うわけですが。業者が全部選択して何を使用するとか、そういうことじゃないと思うのですよ。あくまでも役場からね、こういうものを使ってください、あるいはそれと同等の物を使用してくださいとかそれに則って見積もりが出てくるわけなので、補償期間どうのこうのとか今言っているのですが、そうじゃないのではないのかなと思うのですが。要は、役場はどういう形で依頼しているのか。業者が直接自分で手配するのか、それとも町からね、こういうものを使ってくださいということを謳って見積もりに参加させているのかその辺の見解をお願いします。

議長(石川良彦君) はい、財政課長。

財政課長(熊谷有司君) お答えいたします。仕様書につきましては、特定の 物ということで決定してございますので、それに基づいて入札をいただ いたということでございます。

議長(石川良彦君) ほかにござませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって、質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第69号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長(石川良彦君) 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

日程第6 議案第70号 令和2年度一般会計補正予算(第6号)

議長(石川良彦君) 日程第6 議案第70号 令和2年度一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長(熊谷有司君) それでは、議案第70号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。補正予算書2ページをお開き願います。

議案第70号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第6号)。

令和2年度大郷町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 規定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,444 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 1,014 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年10月9日 提出

大郷町長 田中 学

今回の補正予算ですが、昨年の台風 19 号により被災した方への災害公営住宅の整備及び分譲地並びに一般向けの分譲地等を中村原地区に造成するにあたり、基本計画・敷地測量設計業務の実施及び新型コロナウイルス感染症対策として、役場来庁舎用の検温計を購入することについて予算を計上したものでございます。

歳入面では、補助事業見合いの特定財源としての国庫補助金を計上したほか、地方債、普通交付税の留保分、公共施設整備基金並びに未来づくり基金により財源調整をしたものでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を説明いたします。 まず歳入です。

第 11 款地方交付税第 1 項地方交付税、39 万 4,000 円の増額補正です。 第 15 款国庫支出金第 2 項国庫補助金、608 万 8,000 円の増額補正で、 中村原地区への災害公営住宅整備事業補助金の増額でございます。

第19款繰入金第1項基金繰入金、135万9,000円の増額補正で、公共

施設整備基金は中村原地区への道路等公共用地整備に係る測量設計業務並びに宅地分譲事業特別会計繰出について増額し、未来づくり基金を 減額するものでございます。

第 22 款町債第 1 項町債、660 万円の増額補正で、中村原地区への災害 公営住宅測量設計業務について公営住宅建設事業債、道路等公共用地整 備に係る測量設計業務について、一般単独事業債を増額するものでござ います。公営住宅建設事業債については、国庫補助残の充当率 100%、 一般単独事業債につきましては、充当率 75%で、いずれも交付税措置は ございません。

以上、歳入補正額合計 1,444 万 1,000 円でございます。

続きまして、次ページ、4ページを御覧いただきたいと思います。 歳出です。

第2款総務費第1項総務管理費、34万9,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染症対策として、役場来庁舎用検温計の購入についての増額でございます。

第7款土木費第4項住宅費、913万3,000円の増額補正で、災害公営 住宅造成設計業務についての増額でございます。

第5項都市計画費、495万9,000円の増額補正で、中村原地区造成設計業務について、災害公営住宅分と宅地分譲事業特別会計に予算を組替えしたことによる調整でございます。

歳出補正額合計 1,444 万 1,000 円でございます。

以上、補正前の予算額 64 億 9,570 万円に、歳入歳出とも 1,444 万 1,000 円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ 65 億 1,014 万 1,000 円とするものです。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

第2表 地方債の補正につきまして御説明いたします。

地方債の補正といたしまして、追加が1件、変更が1件でございます。 まず、追加でございます。

1. 公共用地整備事業。限度額 360 万円。

起債の方法は証書借入で、利率は 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借換することができる。とするものでございます。これに

つきましては、中村原地区の造成分譲事業のうち、道路等公共用地整備に係る測量設計業務でございます。

次に変更でございます。

1. 公営住宅建設等事業につきまして、中村原地区への災害公営住宅造成設計業務について増となることから、限度額を、1億260万円から1億560万円に変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

一般会計補正予算につきましては、以上の内容です。

議案第70号につきましての提案理由の説明は以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御 可決賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより 質疑に入ります。ございませんか。4番大友三男議員。
- 4番(大友三男君) あの、9ページの土木費の中の宅地分譲事業、これ、町営住宅建設事業も絡むのですが、全協の中での説明では、あの、災害被災者の方が中村原地区に移転する中で、6軒分の造成、あと、災害公営住宅分として、この説明書の中にあるのは6軒分ですか、あるんですけれども、これ、災害公営住宅分に関しては、補助事業に対象になるということなんですけれども、これ、被災者移転地、6軒分の造成に関しての国の補助金があるのかどうか。更に、一般住宅向け、一般向け分譲地3軒から4軒分の区画ということで、今回この補正の中に入っているんですけれども、この分は国の補助金があるのかどうなのか。補助金があるとすればそれぞれ何パーセントずつあるのか。お聞きします。
- 議長(石川良彦君) はい、財政課長。
- 財政課長(熊谷有司君) はい、お答えいたします。分譲地につきましては、 補助は全くございません。
- 議長(石川良彦君) 補助率。
- 財政課長(熊谷有司君) 公営住宅部分につきましては、補助率が国費で3分 の2でございます。
- 議長(石川良彦君) 大友三男議員。
- 4番(大友三男君) 分譲地に関して、被災した方々のこの分譲地造成。これ、 被災者の方々ですから、ま、補助金がなくてもやらなくてならないとい うのはこれ当然です。ですけれども、この一般向け分譲地も3軒ないし 4軒というのがあるのですけれども、補助金もない中でなぜやるように というか、実施するようになったのかお聞かせ願います。一般向けの分

の説明をお願いします。

議長(石川良彦君) 千葉特命参事。

参事(千葉伸吾特命参事) お答えいたします。当地の分譲計画につきまして は、始まりの始まりは 15 区画ということで進めさせていただいた経過 がございますけれども、その後御希望なさる方の区画数が想定よりも少 なかったということで、町道から直ぐに接道できる部分についてのみ経 費を掛けないで、7区画程度の分譲に方針を変更しようといったところ で進んできたところでございます。そのような中にありまして、当初想 定しておりましたのは、約2,300㎡程度の開発を想定していたというよ うなところでございますけれども、その後に被災者の方との懇談の中で、 中村地区に災害公営をどうしても造ってほしいというどうしてもお声 がございましたことから、その要望量が当初7世帯、その後で、1戸最 近増えまして、8世帯分の御要望が出て来たといったような経緯がござ います。それに加えまして、中村地区の分譲地につきましても、当初あ の、自力で町内のほかの土地を探すのでと言ったようなお話しを受けて いた方も二世帯ですかね。丁度そのやはりどこもいい場所がなかったの で、こちらのほうでなんとかお願いをしますといったような御希望が増 えてきたといったようなこともございまして、区画数としては分譲地つ いて6区画それから災害公営については8世帯といったようなオーダ 一が出て来たといったような結果となりました。でこの災害公営につい てはですね、1世帯で大体200㎡ほどの建設用地を必要とするというこ とでございますので、それらを考えていきますと当初想定していた 2,300 m<sup>2</sup>ではとてもそのオーダーを賄いきれないということがありまし て、一番初めに考えておりました、15区画の整備シェアにその面積を落 とし込んでまいりましたところ、この全協でお示しした資料で言えば、 この黄色の部分を除く部分の用地の必要性が出て来たということでご ざいます。そうなった時にそのオーダー分だけ然らば、やったとした場 合に、やはり残地のほうが出るということと、どうしても開発区域内に 開発道路を付けませんと接道要件を満たすことができないということ になりますので、そういったもろもろのことを考えますと、プラスその 一般向けの分譲のほうを計画して、やはり全体としてここは計画をその 練り直したほうが、この当地の開発につきましても、まちづくりという 点から言ってもよりその有効性が高いのではないかということで、その 分の事業費のほうは掛かりますが、それは分譲費のほうである程度回収 といったような想定の下にそういった方向で計画を練り直すほうがよ

ろしかろうといったような判断に至りまして、このような計画になった ものでございます。

- 議長(石川良彦君)はい、大友三男議員。
- 4番(大友三男君) あの、これ、ちょっと議長のお許しがあればですが、関 連になるのですが、この被災者向けの分譲地に関しては、それなりに価 格設定も町のほうでは被災者向けなんですからそれなりに考えては、い ると思いますけれども、この一般向けの分譲地の関係の販売価格といい ますかね。そういうものがこの被災した方とどのような扱いになるのか。 というのは、被災した方にはちょっと安価で、町長も前から言っており ますけれども、安価で提供する、安価で提供すると言っておりましたの でね。一般向けとはこれちょっと区別すべきだと思うのですが、さらに 被災した方の中にも被災した人は現地にいるんですけれども、息子さん たちのためにそこを買っておくというような方もあるように聞いてい る部分があるんです。その場合、ちょっと違うのではないかと。この土 地を提供するに当たって、被災者として提供するようになるのか、一般 販売として提供するようになるのか、そこはやはり分けて考えないと行 けないのではないかと思うのですが、その件について、どのような今後 の計画といいますか、考えを持っておられるのかお聞きしておきたいの ですけれども。
- 議長(石川良彦君) 参事大丈夫ですか。要するに幾らぐらいで、結局分譲して販売、幾らぐらいでお渡しできるのかということですね。はい、特命 参事。
- 参事(千葉伸吾特命参事) お答えいたします。最終的にはまあ、町長判断というところになってこようかと思いますけれども、一般向け分譲については、ただいま議員おっしゃるとおりですね、あの、さほど安くする理由もあるのか、ないのかというところもございますので、そこには然るべき差を付けることについては、特段問題はないのかなというふうに思ってはおります。ただ、最終的には、幾らで、幾らにするということで、まだ、内部的に決定しているものではございません。それから2番目の御質問ですけれども、そちらの部分については、要は被災された方ということに変わりはございませんので、そこで差を付けるというのはいかがなものかというふうな感触でございます。
- 議長(石川良彦君) 大友三男議員、大丈夫ですか。はい、大友三男議員。
- 4番(大友三男君) 同じ被災した方といいながらも現地で生活再建した方、 支援金なり何なりをもらって、もらってという言葉は悪いですね、いた

だいて、復興するためにそれをいただいてやっているわけではないですか。それが、その同じ家族の方、今まで生活していた家族の方が。

- 議長(石川良彦君) 大友三男議員、そこまでの話になってくるとこの議案から離れていきますから。特別委員会もありますから。
- 4番(大友三男君) 特別委員会のほうでお伺いします。はい。
- 議長(石川良彦君) はい、ほかにござませんか。はい、12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) えっと全協で示されたこの整備案の中でですね。今あの大友議員からも出ておりますが。特に被災者向け分譲想定という表現されてありますが、この被災者向け分譲想定ということで、被災者の名前は書かれているものの、実際ある一定期間いわゆる被災者がここほしいということにならなければどのようなことになるのか。個人分譲と同じような姿になるのか。このいわゆる6区画ですか。1から6までの緑色の着色部。この辺についての希望はどうなっているのか。どうまとめているのですか。具体的にこの辺の状況。想定で終わって、最終的には個人分譲になってくるんではないかという気持ちもあるのですが、その辺具体的にどのようになっているのかお聞きしたいのですが。
- 議長(石川良彦君) 千葉特命参事。
- 参事(千葉伸吾特命参事) お答えいたします。個別面談を何回かさせていただきまして、その辺の意思のほうは確認させていただいているというようなことでございますので、最終的に、やはりどうしても必要がなくなったということであれば、その部分については、ま、別の方法で、一般分譲なりというような方策を検討するようなことになるのではなかろうかと思います。
- 議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 個別面談で、いわゆる被災者向け分譲ということで希望されている方は今のところ何軒あるのですか。その辺についてお聞きしておきたいと思います。それからそもそもですね、これ造成、別の課でも質問したいと思うのですが、町長そのものはですね、あの、私の3月の一般質問の中でですね、町が購入してそれをまた発注したりして、事業費を高くするような内容は避けると。皆さんも経験あるだろうと。いわゆる高崎団地のことでしょうが、もらった土地にどれだけ費用を掛けたかと。こういうことでさらに民間なんかいくらでもあると。やりたいというところはいっぱいあると、最後にさらに造成したものを地権者から譲ってもらえばいいと。このように答弁しているわけですよね。たかが、半年前ですよ。この手法で考えた場合に今回どうもその町長答弁か

らかけ離れた手法が取られているというような感じするわけなのですが、どうなのですか。ましてやこの被災者向けの分譲想定という表現でね、どのぐらいあるのか分からない中で、具体的にははっきりしているのは災害公営住宅の6区画だけですよ。今はっきりしているのは。そのほかに今質問したように被災者向けの分譲想定というのは何軒あるのか聞きながら、町長が当初、考えていた民間の力、その辺についても答弁してもらいたいと思います。

議長(石川良彦君) 千葉特命参事。

参事(千葉伸吾特命参事) それでは前段のほうの御質問についてお答えいた したいと思いますが。オーダー数は、5名で、区画数は6区画というこ とでございます。以上でございます。

議長(石川良彦君) 次に答弁願います。町長。

町長(田中 学君) この事業全体をできるだけ地元にお願いしたいという思 いがございました。それであの、地元の業者ともその辺話合いをしたと ころが、当時、コロナの問題もなかったのですが、コロナ禍が発生して からどうしても企業としてこの事業を受取る気力がないということか らそれでは、全体的な計画を縮小して、必要な分だけ造成して被災者に 提供しようという考え方になり、そうこうしているうちに、やっぱり地 元に何とか自立再建したいと。本来ならば、私は、あの思い切った策を 講じてできるだけ、中粕川長期的に議論していくとあそこでは、また避 難勧告が出た場合、この年よりを抱えてどうしても避難することは他人 にお願いする以外ないというような話がどんどん出て来て、じゃ、あの 原地区にまとめようかという考え方から参事今まで、答弁した内容に現 在なったわけで、決してあの事業を町の利益に結び付けようとかそんな ことを一つも考えてございませんので、事業目的が全然違う。で、今回 の自立再建以外の方々にできれば町が計画している地方創生総合戦略 の定住促進事業に残った宅地を提供することができるのであれば今回 一緒にやったほうが、安く付くと。こういうことからあの土地を残さな いで全部仕上げて大郷町においでになる方にできるだけ安価で町の目 的達成のために使ってまいりたいという考えでありますので、何遍も町 長の考えが変わるという御指摘もございますが、より良いものを望むた めには何遍も考えたり、見たり、変更したり、そしてこれだというとこ ろで今回御提案を申し上げている、その設計費用を計上したということ でございますので、未だにまだ現実にあの、存在していないものであっ ても実現可能なものであれば、このような形で、今後中粕川地区の復興

事業にもこのような手法が当てはまる限り国と協議しながら少しでも 町の財政の負担が軽くなるようなそういう手法を取ってまいりたいと いう考えであります。時間が掛かっても後で、こうすればよかったと言 わないためにも今の段階であれば、幾らでも考え直すことができるので、 それを我々は今実施しているとこういうことでありますので、御理解を いただきたいというふうに思います。

議長(石川良彦君) はい、千葉議員。

12番(千葉勇治君) 私が言ったのはね。町長、何も悪くするから云々ではな くて、町長がね、民間なんか幾らでもあると。やりたいところはいっぱ いあると断言した言葉がね。脳裏から離れないのでね。町長はすごくア ンテナ高い人ですから、かなりのそのルートの中でこういう表現をされ たのかなと。地元の業者でなくてもね、結構そういう点で期待される方 もあったのかなという思いを持って質問しただけで。ただ、私ね、今、 中粕川の復興云々と町長力説されておりますが、このように原地区、町 長冒頭で今答弁されましたがね、中粕川地区において高齢者の方々は地 元に住みたくないと。いつ来るかまた分からないあのような被害がね。 そうした場合にあそこにいるよりも原地区に住むというような表現で こっちを整備するということで力説されておりましたね。今ね。ところ が一方で中粕川地区の区長さんを中心にやっている方々は高台を造っ てね、嵩上げをして、そこに幾らでも人を集めて、昔の中粕川のあの活 気を取り戻したと頑張っているわけですよ。片方で、中村の原地区にこ のような分譲地を造っていく、あるいはもっともっとこういうもの拡大 していくということになれば、一方で彼らが進めている施策と矛盾して くると、若干。矛盾と言いますか、こっちでは人を増やしていきたいと いいながら、片方、町は町で高齢者が幾らでも中村地区に近い所に分譲 を造っていくと。そうした場合に、ほとんどが皆高齢者ですから、世の 中ね。農業がこのように駄目になっている中で、その中で町長が冒頭に 話されたような施策をしていくとちょっとそこには中粕川からもっと もっと人をこちらに引っ張ってくるような施策になってくるのではな いかと。その辺の矛盾についてどう考えますか。町長その辺は具体的に 分かりやすく説明を求めたいと思いますよ。

議長(石川良彦君) はい、町長。

町長(田中 学君) この計画は、私が被災者にこうしろああしろということ ではなくて、被災者がそういう選択肢があるから、それに町がどういう 対応していくかということで努力してきた。中粕川に自立再建をできる そういう家族環境の人たちは、そこに住むという考え方。その人たちにもさらに安全な地域づくりをしようということで、国交省といろいろ協議をしている。また、こっちの原地区については、我々家族的に中粕川に住んで避難と言われても人の手を借りなくてはならないそういう環境であるからここに住みたいと、こういうことだからそういう人たちのために今原地区にこの事業を計画したとこういうことでありますので、柔軟性を持って極めて大郷町の町政はそういう意味では親切な、これほど親切な町はないと私は自負しているのですが。まさに町民第一ですよ。それを理解してもらわない、議会のほうがおかしいんではないかという御指摘も出て来ますよ。そういうことばかり言っていると。

議長(石川良彦君) ほかにござませんか。10番高橋重信議員。

10番(高橋重信君) えっと、災害公営住宅ですね。ま、いつ頃完成するのかと。早くね、完成して欲しいという声があるわけなのですが、6月の議会の中で、要はこの土地、用地取得する時ですね、議会全員が一丸となってね、賛成するべきだということで、賛成討論したわけでなのですが、残念にもね、5名の方が反対、あるいは、反対討論までしたわけでなのですが、やっぱりこの人たちのことをね、真剣に考えてもう少し早くね、スピードアップしてこの完成をして欲しいなと。いつ頃大体完成ね。前にも聞いているとは思いますが、改めていつ頃完成予定なのか。お聞きします。改めてこの場で。

議長(石川良彦君) 地域整備課長。

地域整備課長(三浦 光君) はい、お答えいたします。令和4年度の完成でございます。

議長(石川良彦君) ほかにござませんか。11番石垣正博議員。

11番(石垣正博君) 総工費が3億5,000万ということで、3億5,400万。それに4,200万の土地取得ということで、4億の工事だということで、そのうち国費が1億5,400万円ということですが。差額が2億5,000万円ぐらい。その中で土地の売却、分譲、一般分譲、それから被災者に対する分譲ということでありますが、どうみても2億のお金が手出しだというふうに見ますが、これは間違っていないかどうかなのですが。そうしますと、まあ、今回の地方債、1億500万ですか。これが、宅地のほうに入るということであっても1億のお金そのほか、これは財政的にどうなのか、どういうふうに見ておられるのかその辺をお聞きしたいと思います。

議長(石川良彦君) はい、財政課長。

財政課長(熊谷有司君) はい、今回の計画ですね。約全体事業計画で約1億 円が起債をお借りするわけですが、先ほども予算の説明の中で、まるっきり交付税措置はございませんと。あと後年度につきましては、一般財源のほうから充当して元利を返還していくわけですが、財政状況ということでございますが、町としましては、被災者の再建が優先的に進めているものでございまして、ある財源をですね、有効的に使わせていただいて、削るものは削って、もう使えるものは使うと。いろいろ歳出の縮減に努めながら財政運営にしていきたいというふうに考えてございます

議長(石川良彦君) 石垣正博議員。

11番(石垣正博君) その辺しっかりと対応をお願いしたいと思います。それともう一つ今回、この資料、資料というか整備案ですか、これが出て来たということで、この次の段取りというか、令和4年というような話なのですが、段取りというのはどのような段取りとなっているのか、お聞きしておきたいと思います。例えば、何ですか、その開発行為だったり、または、その農地転用、こういうのはどうなっているのか。その辺も含めてお聞きしておきたいと思います。

議長(石川良彦君) 復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) お答えいたします。令和3年度中に開発申請を行いまして、開発認可、併せまして同時に農地所得を目指します。 令和3年度その手続が終わりましたら、可能な限り早めに分譲を開始し、 行いたいと考えております。以上です。

議長(石川良彦君) ほかにござませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長(石川良彦君) 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を 終わります。

これより、議案第70号 令和2年度大郷町一般会計補正予算(第6号)についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。

間もなく昼食の時間帯となるわけなのですが、執行部において、午後 の日程もございますので、このまま続けたいと思います。

日程第7 議案第71号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会 計補正予算(第2号)

議長(石川良彦君) 日程第7 議案第71号 令和2年度大郷町宅地分譲事業 特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) それでは、議案第71号につきまして、提案 理由を御説明いたします。各種会計補正予算及び予算に関する説明書11 ページをお開き願います。

議案第 71 号 令和 2 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

令和2年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算(第2号)は次に 定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳出歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ997万2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,253万6,000円 とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び 補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年10月9日 提出

大郷町長 田中 学

当会計は鶉崎地区恵の丘の整備分譲を契機として創設された宅地分譲に係る特別会計となります。今回の補正予算は、歳入におきましては、一般会計繰入金による財源調整に伴う補正を図ったものとなります。歳出におきましては、一般会計補正予算において御説明申し上げましたとおり、中村原地区においても分譲事業を行うこととしたため、当該事業に関する造成設計費に関して計上したものです。

それでは、12ページを御覧願います。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず、歳入ですが、第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は 997 万2,000円の増額で、中村原地区造成設計等業務委託費のうち宅地分譲 に係る一般会計からの繰入金です。

続きまして、歳出について御説明します。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費の補正額は997万2,000円の増額で、中村原地区造成設計等業務に係る被災者向け宅地分譲等測量設計費で一般会計の災害公営住宅建設費と按分して計上しております。

歳入歳出ともに 997 万 2,000 円を計上し、補正後の予算額を歳出歳入 それぞれ、2,253 万 6,000 円とするものです。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御 可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長(石川良彦君) これをもって、提案理由の説明を終わります。これより 質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。
- 12番(千葉勇治君) 私あの、手元にですね、令和2年の5月24日に説明会で、いわゆる事業費の比較というものを一覧出しているわけですよね、町でね。これは原地区とかあるいは旧分校グランドを使った場合に事業費で幾らぐらい掛かるかということを説明しているわけですが、これ町民に対してですね。文化会館での説明会があったと思うのですが、その時にですね、出された数字の中で、いわゆる公費と民間の金額が出ているわけですが。ここで最終的に公費ではここでは、事業収支ということで三画の1億1,850万出て来ると。こういう姿何ですが、今回のこの分譲についてかなり3億何千万というような金額が出ているわけなのですが、この辺の収支についてですか。最終的にはそれを、分譲を受ける方々の負担、どのようになってくるのか。町の負担はどうなるのか。その辺について、具体的に示して、今考えておりますか。そういうのがなくて、予算を組むというのはおかしいと思うので、造成するというのはおかしいと思うので、どうですか。

議長(石川良彦君) 復興定住推進課長。

復興定住推進課長(武藤亨介君) お答えいたします。造成費の見込みにつきましては、過去の高崎団地の造成工事を平米割りして算出して、今回の6,500 ㎡に掛けて計上しております。こちらの事業費につきましては、あれですね、あの今後の調査設計の中で、しっかりと必要な工事量等を把握した中で、精査しまして、改めて工事費を御説明させていただきた

いと考えております。以上です。

議長(石川良彦君) 千葉議員。

12番(千葉勇治君) あの町長に確認しておきたいのですが。町長ね、就任間もなくね、高崎団地の単価について、なんだと、何が行政やっているんだということでね。行政の指導もあったもんではないということで、かなりその、いわゆる町長になった当初の気持ちの中でね。高崎団地についてのあの費用の膨大さについてかなり指摘されておりました。その結果、それを参考に今、単価を出しているということですが、せめてその単価よりも何割減でだすべきだという指導はなかったのですか。町長のあの時の姿勢からすると極めて矛盾しているようなあの、指導だと思うのですが、行政の長としてこれは極めて一貫性のない姿勢だと言わざるを得ないのですが、町長はどう思いますか。

議長(石川良彦君) はい、町長。

町長(田中 学君) 極めて一貫性がないのはあなたのほうではないかと私は申し上げたいのですが。前段で、あなたが、私が如何にも私が、私ならば半分ぐらいの費用でできるよと。できるやとできないように何であの土を外に出すようなああいう工事なんていうのは普通造成工事ではないですよ。どこの造成屋さんに聞いても。(「質問に答えてください」との声あり)できるだけ、その土地内で、有効にあの、経費を掛けないような造成工事をやるとこういうことでありますから。高崎は平均すると坪 10 万円ですよ。仕上がり。ここはそんなにみていませんから。できるだけ、それよりもかなりその低い設計をこれからお願いしたいと、こう思っていますので、どうぞあのこれから今までの皆さんの十分経験を活かして御指導していただきたいと思います。

議長(石川良彦君) 千葉勇治議員。

12番(千葉勇治君) いや、先ほどね、町長。担当課長がね、高崎団地の単価を基に試算的に出しましたと言っているわけです。ですから町長としては、議会に提案する関係上、これぐらい予算掛かるよということで、町長にその根拠、数字の根拠もそうだし、説明しながら、本日のこの提案になっている、全協の提案になっていると思うんですよ。ですから高いと騒いでいた、高崎団地を参考にするんではなく、それよりも町長が思っている半額、あるいはせめて7掛けとかね、8掛けとかでね、それぐらいで試算するのが通常ではないのかなと。それが、全然反省もなく、提示されておりますから問題ではないのかと言ったのですが。町長全然答え表れないですね。分かるように答弁してください。

- 議長(石川良彦君) 答弁願います。町長。
- 町長(田中 学君) 高崎団地を参考にしてというのは、何でこんなに高くなったのかということを再チェックしたいという担当の考えのようですからそのことを多分申し上げたというふうに思います。(不規則発言あり)坪 10 万なんていう造成費なんていうのは、大郷であんまりないことですから。そうならないようにしたいということが担当の考えのようです。以上です。
- 議長(石川良彦君) ほかにござませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないようですので、これをもって質疑を終わります。 これより討論に入ります。ございませんか。

まず、初めに本案に対する反対討論の発言を許します。千葉勇治議員。

- 12番(千葉勇治君) 反対討論をします。おかしいですよ。そもそも。高い高いと言っている高崎団地をね、参考に出して、それが議会に示しているんですよ。こういう中で、今回造成やりますよと。あくまで造成するための諸経費と言いますかね。造成費ではないのですがね。そういうことでせめて今回提出する、提案するならばその辺の参考にした価格で、ここに示すべきですが。それが高いと騒いでいる高崎団地の単価を元手に概算を出すということそもそもこれは議会を馬鹿にしているのではないかと言わざるを得ないと思います。そういう点で、私は反対します。御賛同よろしくお願いいたします。
- 議長(石川良彦君) 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 次に本案に対する反対討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(石川良彦君) ないですか。ないようですので、これをもって討論を終 わります。

これより、議案第71号 令和2年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正 予算(第2号)を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

「替成者起立〕

- 議長(石川良彦君) 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可 決されました。
- 議長(石川良彦君) 以上をもって本臨時会に付議された事件の審議は全部終 了いたしました。

これにて令和2年第6回大郷町議会臨時会を閉会といたします。 大変御苦労さまでした。

午後 12時 15分 閉 会

上記の会議の経過は、事務局長 遠藤龍太郎の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員